

令和8年度及び令和9年度

広陵町測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請要領 (町外に本店がある業者用)

令和8年度及び令和9年度において、広陵町（土地開発公社を含む。以下同じ。）及び奈良県広域水道企業団広陵事務所が発注する測量・建設コンサルタント等の競争入札（随意契約を含む。以下同じ。）に参加を希望される方は、以下の要領により入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）を作成し提出してください。

なお、この申請書は、広陵町及び奈良県広域水道企業団広陵事務所が発注する測量・建設コンサルタント等の競争入札の業者選定に使用するためのものであり、直ちに指名があるという制度ではありません。

※ 奈良県広域水道企業団本部が発注する入札に参加を希望される方は、奈良県の入札参加資格が必要です。

1. 競争入札（随意契約を含む。）に参加する者の必要な資格

入札及び随意契約に参加を希望される方は、町長の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を得なければなりません。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を得ることができません。

- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていない者
- ② 広陵町建設工事等競争入札参加資格規程（平成11年6月広陵町告示第10号）第6条の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者
- ③ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者
- ④ 申請書を提出するときに町税等を完納していない者
- ⑤ 審査基準日（令和8年2月1日）直前2年の営業年数において、営業実績を有していない者
- ⑥ 申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の内容を記載した者
- ⑦ 次のいずれかに該当すると認められる者
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時測量・建設コンサルタント等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止

- 等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は、第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
- オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2. 受付対象者

- 次の①～⑥に該当する業者で、本店が広陵町外の所在地で登録を有する者。
- ① 建設コンサルタント業者(建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日号外建設省告示第717号)による登録業者)
- ② 測量業者(測量法(昭和24年6月3日法律第188号)による登録業者)
- ③ 地質調査業者(地質調査業者登録規程(昭和52年4月15日号外建設省告示第718号)による登録業者)
- ④ 建築設計業者(建築士法(昭和25年法律第202号)による登録業者)
- ⑤ 補償コンサルタント業者(補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)による登録業者)
- ⑥ その他建設工事に関連する調査業務業者(不動産鑑定業者、計量証明業者)
※ 土地家屋調査士、司法書士等は、物品購入等競争入札参加資格申請書で提出してください。

3. 競争入札参加資格の有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4. 受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）まで

※ データの送信及び郵送の受付最終日については、令和8年2月27日（金）の午後5時までに必着とします。

5. 受付方法と受付場所

- (1) 測量・建設コンサルタント等業者カード(広陵町様式④-2-2)のエクセルファイルについて

入力後に、下記のメールアドレス宛に送信してください。

送信先

E-mail : **koryo.soumu-gts@ninus.ocn.ne.jp**

注：PDFに変換しないでください。

必ずエクセルファイルのままで送信してください。

注：データに押印は不要です。

注：クラウド等に預けず直接送信してください。

(2) 印字した測量・建設コンサルタント等業者カード（広陵町様式④－2－2）及び申請書等その他書類について

下記の場所に郵送してください。

広陵町役場 2階 総務課

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

TEL 0745-55-1001 内線1246

封筒の表に「入札参加資格申請書在中 町外・コンサル」と赤字で記入してください。

6. 提出部数 1部

7. 提出又は送信書類

注：紙で提出する書類は以下の①から⑪までの順番に綴りホッチキス止めをして郵送してください。（ホッチキスで止められないときは、綴じひもにて綴じてください。）

なお、申請書類の受付証等をご希望の方は、返送先を記入し切手を貼った返信用の封筒又はハガキを同封してください。

① 令和8年度及び令和9年度 広陵町測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請書（広陵町様式①－2）（必須）

② 測量・建設コンサルタント等業者カード（広陵町様式④－2－2）（必須）

※必ず所定のエクセルの様式に入力してください。

※エクセルの様式の変更は絶対にしないでください。

※入力したエクセルファイルのデータを（1）送信するとともに（2）印字したものを提出してください。

(1) 5(1)に記載された所定のメールアドレスあてに送信してください。

※ PDFに変換しないでください。エクセルファイルのままで送信してください。

※ 押印は不要です。

※ クラウド等に預けず、直接送信してください。

(2) 印字した用紙に入札・契約等での使用印を押印して、他の書類とともに提出してください。

(1) と (2) の両方をしてください。

- ※ 「申請する営業所情報」欄には実際に入札参加や契約を行う営業所及びその営業所の代表者等を入力してください。
(法人の本店の場合、代表者は代表取締役を入力してください。本店以外の場合、代表者は受任者を入力してください。)
- ※ 法人番号は法人の方のみ入力してください。「番号法」に基づく13ヶタの番号です。「国税庁法人番号公表サイト」で検索が可能です。
- ※ 「本店情報」欄について、上段で申請する営業所が本店の場合は入力不要です。
- ※ 印字して提出する書類にのみ使用印を押印してください。
使用印とは入札、契約及び代金請求等で使用する印です。
- ※ 「2 営業年度の実績」欄には、最後の欄の「実績一覧表」に入力した「申請業種名称」と「合計金額（税込）」を6業種まで転記してください。
「申請業種名称」については、ドロップダウンより選択してください。
競争入札参加資格は希望業種全てに認められ、この6業種に限定されるものではありません。
- ※ 「登録業務」については、記載されている各登録業務について申請者が登録を有するものに「登録番号」及び「登録年月日」を入力してください。
- ※ 「有資格者数」については、記載されている各資格の下の「営業所」欄には申請する営業所に所属する技術者の人数を、「全体」欄には申請者に所属するすべての技術者の人数を入力してください。
- ※ 「希望業種」については、記載されている各業種で、申請者が登録を有しかつ希望する業種の下段空欄に「○」を入力してください。
- ※ 「実績一覧表」については、「申請業種名称」欄に希望業種をドロップダウンより選択し、それぞれの業種の直近2営業年度の期間を「対象期間」欄に、各年度の実績金額の合計を「2営業年度の実績合計金額（税込）」欄に、主な業務委託の発注者名を「主な発注者」欄に入力してください。

③ 代表者印の印鑑証明書〈写し〉(必須)

- ※ 法人の場合は法務局で、個人の場合は市町村で発行しています。
- ※ 申請書提出時の直前3箇月以内発行のものとします。
- ※ 申請書（広陵町様式①-2）へは、この代表者印を押印してください。

④ 商業登記の登記事項証明書（履歴事項証明書）〈写し〉(法人のみ必須)

⑤ 営業所一覧表（国土交通省の様式③）

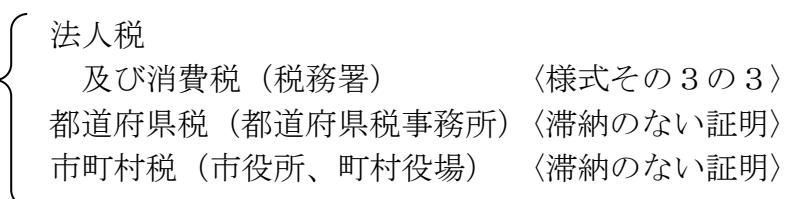
⑥ 委任状（該当者のみ）〈原本〉

※ 申請された営業所が入札、契約及び代金請求等の権限を委任された支店等の場合添付してください。

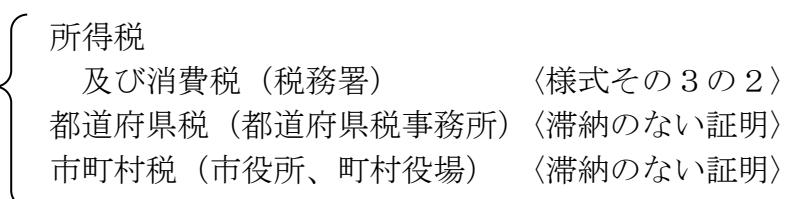
委任状には受任された営業所の代表者の職・氏名及び営業所の郵便番号、住所、名称、電話番号を記入願います。

※ 任意の様式を使用してください。

⑦ 納税証明書〈写し〉（必須）

・ 法人の場合 

法人税 及び消費税（税務署）	〈様式その3の3〉
都道府県税（都道府県税事務所）	〈滞納のない証明〉
市町村税（市役所、町村役場）	〈滞納のない証明〉

・個人の場合 

所得税 及び消費税（税務署）	〈様式その3の2〉
都道府県税（都道府県税事務所）	〈滞納のない証明〉
市町村税（市役所、町村役場）	〈滞納のない証明〉

※ 申請する営業所が本社の場合は本社の（国・都道府県・市町村）税の証明書の写しを、本社以外の営業所等で申請した場合は本社の（国・都道府県・市町村）税及び営業所の（都道府県・市町村）税の両方の証明書の写しを提出してください。

※ 「滞納のない証明」を発行していない場合は、「令和6年度及び令和7年度の納税証明書」の写しでも可とします。

※ 申請書提出時の直前3箇月以内発行のものとします。

⑧ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険の各保険料領収書〈写し〉（必須※）

※ 適用が除外されている場合は提出不要です。

⑨ 営業に関し法律又は規程上必要とする登録の証明書〈写し〉（必須）

⑩ 登録行政庁に提出された書類〈写し〉（必須）

※ 次の登録業者の方は、下の表に示す書類を提出してください。

登録業者の種類	提出書類
建設コンサルタント業者 地質調査業者 補償コンサルタント業者	各登録規定に基づき提出された現況報告書の写し
測量業者	測量法（昭和24年6月3日法律第188号）第55条の8の規定に基づき提出された財務に関する報告書等の写し

建築設計業者	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の6に基づき提出された設計等の業務に関する報告書の写し
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第28条の規定に基づき提出された事業実績等報告書の写し

- ※ 直近1年分（決算変更により1年に満たない場合は変更前の分も必要）を提出してください。
- ※ 提出先の登録行政庁が受付済みのものを提出してください。
- ※ 変更があった場合のみ提出の必要がある書類で、直近1年分で登録行政庁に提出しなかった書類がある場合は、最後に登録行政庁に提出した分も提出してください。

⑪ 財務諸表（前年度分）〈写し〉（必須※）

法人の場合→申請書提出時前に終了した直近の事業年度に係るもの
個人の場合→申請書提出時前に提出した直近の所得税確定申告書

- ※ 現況報告書の写し、又は財務に関する報告書の写しを提出する場合は提出不要です。

8. 留意事項

- ① 申請書等の記載事項を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合は受付できません。
- ② 提出書類の内容が事実と相違していることが後日判明したとき、又は審査のための実態調査に応じないときは、入札参加資格の登録を行わない、あるいは資格の登録を取り消すことがあります。
- ③ 測量・建設コンサルタント等業者カード（広陵町様式④-2-2）の「申請する営業所情報」及び「本店情報」欄に記入された内容に変更が生じた場合は、遅滞なく変更届等を広陵町役場総務課に提出してください（登録の更新は対象外です。）。
- ④ 申請者には以下の事項につき承諾していただきます。
 - ア 奈良県広域水道企業団広陵事務所が行う建設工事の競争入札及び随意契約における業者の選定に申請者が送信・提出された申請情報を使用するため、広陵町が奈良県広域水道企業団にその申請情報を提供すること。
 - イ 広陵町の競争入札参加資格者名簿に登録された場合、奈良県広域水道企業

団の競争入札（随意契約を含む）参加資格を取得すること。

ウ 広陵町及び奈良県広域水道企業団が、申請情報の一部を入札参加資格者名簿として公表すること。